

平成 31 年 2 月 1 日

福岡北九州高速道路公社

料金收受業務の受託会社元社員（料金收受員）による  
料金着服行為にかかる再発防止策の策定について

平成 30 年 12 月 14 日に公表した、当公社の福岡高速道路料金收受業務を受託する会社（名古屋ハイウェイ株式会社）の元社員（料金收受員）が不正行為を行ったことに伴う再発防止策を策定しましたので、最終調査の結果と併せてお知らせします。

記

1. 再発防止策（主なもの）

公社は次の再発防止に取り組みます。

① 料金所内動画の抜き打ち調査

任意に抽出した料金所の映像の抜き打ち調査を行う。

② 「記録カメラ録画中」を料金所内に掲示

收受業務の一切を録画していることを、収受員の目に付く場所に掲示する。

③ 他の収受会社へも不正防止について指導を行う。

なお、名古屋ハイウェイ(株)では、独自に「不渡し領収券の管理の徹底」や「本人の了解を得たうえでの手荷物検査」等を実施することとしています。

2. 最終の調査結果

①公表済分	1, 860円（10月17日分3件）
②追加調査分	870円（10月14日分外6件）
③合計（最終結果）	2, 730円（名古屋ハイウェイが弁済予定）